3　この規程の施行の際次に掲げる特別会計に帰属する資産及び負債は、この規程第三条第一項の日弁連ひまわり基金に帰属する。

一　日弁連創立五十周年記念「日弁連ひまわり基金」設置要綱第二項に規定する特別会計

二　前項の規定による廃止前の弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規程第四条に規定する特別会計

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第八十一号）全部改正公告

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第八十一号）の全部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年十二月七日

日本弁護士連合会

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第八十一号）の全部を改正する。

（目的）

第一条　この規程は、弁護士、弁護士法人及び外国法事務弁護士（以下「弁護士等」という。）がその職務を行うに当たり実施すべき依頼者の本人特定事項の確認、記録の保存その他必要な事項を定め、もって犯罪収益の移転防止等職務の適正を確保することを目的とする。

（取引時における依頼者の本人特定事項の確認）

第二条　弁護士等は、法律事務（官公署及び外国の裁判所の委嘱によって行う場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）に関連して、依頼者の金融機関の口座を管理し、又は依頼者から若しくは依頼者のために金員、有価証券その他の資産（その合計が規則で定める金額以上のものに限る。）を預かり（金融機関による送金の場合を含む。以下同じ。）、若しくはその管理を行う（以下「資産管理行為等」という。）ときは、第三項各号に掲げる方法により、依頼者の本人特定事項（自然人にあっては氏名、住居及び生年月日、法人にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。ただし、自然人について、本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがあるとして規則で定める場合にあっては、規則で定める事項をいう。以下同じ。）を確認しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　裁判所、法務局、金融機関その他の機関に予納金、供託金、保証金、租税、保釈保証金、罰金、科料、追徴にかかる金銭、過料その他これに類する金員を納付するために金員の預託を受けたとき。

二　裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続における判決、決定、調停、和解等によって依頼者その他の関係人が負担する債務の履行のために金員の預託を受けたとき。

三　裁判所その他の紛争解決機関の関与した手続において相手方その他の関係人が負担する弁済金、和解金その他これに類する金員を受領したとき。

四　刑事事件について、被害者、その遺族又はその代理人（法定代理人を含む。）に弁済するために見舞金、被害弁償金、示談金その他これに類する金員の預託を受けたとき。

五　弁護士等の報酬又は費用の前受けとして金員を受領したとき。

六　任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第二条第一号の任意後見契約に基づく事務として行うとき。

七　依頼者が成年後見人、破産管財人等裁判所により選任されるものであって、当該依頼者の職務として行うことができる行為について依頼を受けたとき。

2　弁護士等は、取引その他の行為であって次に掲げるもの（以下「取引等」という。）について、依頼者のためにその準備又は実行をするときは、次項各号に掲げる方法により、依頼者の本人特定事項を確認しなければならない。ただし、官公署の委嘱による場合は、この限りでない。

一　不動産の売買

二　会社の設立又は経営を目的とする出資その他これに類する資金拠出をする行為又は手続

三　会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は定款に規定された目的の変更

四　会社の業務を執行し、又は会社を代表する者の選任

五　法人（会社を除く。）、組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任組合その他これらに類する団体（以下「団体等」という。）の設立又は合併に関する行為又は手続

六　団体等の定款、規約又は組合契約に規定された目的の変更

七　団体等の業務を執行し、又は団体等を代表する者の選任

八　信託契約の締結、信託の併合若しくは分割又は信託契約若しくは規約に規定された目的若しくは受託者の変更

九　会社の買収又は売却

3　前二項に規定する本人特定事項の確認は、次の各号のいずれかの方法による。

一　次に掲げる本人確認書類のいずれかの提示を受ける方法

イ　弁護士等に対する依頼の手続又は弁護士等に依頼する取引等に係る書類に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

ロ　国民健康保険等の被保険者証

ハ　国民年金手帳

ニ　官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の本人特定事項の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

ホ　法人の設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書その他官公庁から発行され、又は発給された書類で、当該法人の本人特定事項の記載があるもの（前号に掲げるものを除く。）の提示を受け、当該本人確認書類に記載されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書（委任契約書の作成を要しない場合は、当該依頼者との取引に係る文書。以下「委任契約書等」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達の記録をする郵便又はこれらに準じるもの（以下「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法

二　官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、本人特定事項の記載があるもの（写しを含む。）の送付を受けて、当該本人確認書類（写しを含む。以下この号において同じ。）を第五条第一項に規定する確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類に記載されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

三　官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、本人特定事項の記載があるもの（写しを含む。）の送付を受けて、当該本人確認書類（写しを含む。以下この号において同じ。）を第五条第一項に規定する確認記録に添付するとともに、当該本人確認書類に記載されている当該依頼者の住居に宛てて、委任契約書等を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

四　他の事業者の紹介による依頼者で当該他の事業者が法令の規定により本人特定事項の確認を行っている場合、依頼者の属性、依頼者との業務上の関係、依頼内容等に照らして、依頼の目的が犯罪収益の移転に関わるおそれが少ない場合又は前三号に掲げる方法によって本人特定事項の確認を求めることが正当な法律事務の受任の妨げになるおそれがあるとして規則で定める場合において規則で定める方法

4　前項各号に掲げる方法により本人特定事項を確認した依頼者については、新たに資産管理行為等を行い、又は取引等の準備若しくは実行を行う場合であっても、五年間は前項各号に掲げる方法による依頼者の本人特定事項の確認を要しない。弁護士法人が合併、事業譲渡その他これに準じるものにより他の弁護士法人の事業を承継した場合において、当該他の弁護士法人がこの規程により本人特定事項を確認した依頼者についても同様とする。

（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる場合における本人特定事項の確認）

第三条　弁護士等は、依頼者のために、資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行をする場合において、次の各号のいずれかに該当するものを行うときは、当該依頼者について、前条第三項各号に掲げる方法のいずれかにより本人特定事項の確認を行わなければならない。この場合において、第一号又は第二号に該当する場合の本人特定事項の確認は、資産管理行為等又は取引等の準備若しくは実行を開始する際に行った本人特定事項の確認（以下「取引時確認」という。）の方法とは異なる方法により、又は取引時確認において用いたものと異なる本人確認書類を用いて行うものとする。